

千葉県交通安全条例（平成13年千葉県条例第53号）

私たちの生活は、モータリゼーションの進展とともに経済的にも文化的にも豊かになりましたが、その一方で「車社会」のひずみとして多くの尊い県民の生命が失われ、その家族、友人、社会に大きな犠牲をもたらしている現実を正しく見つめることが必要です。

二十一世紀に生きる私たちは、人に優しく環境と共生する視点に立って、真に豊かな社会とは何かを自らに問いかけることが大切です。

個々の生命・その輝ける人生を生きる権利を誰もが悲惨な交通事故によって、奪われることがあってはならないことを心に銘記する必要があります。

特に、車を運転する一人ひとは、車は一瞬にして人の命を奪う危険性を持っていることを常に自覚し、高い理性と思いやりの心をもって、幼児から高齢者まですべての人に配慮した安全運転を実践しなければなりません。

交通安全は、私たち県民すべての願いであり、一人ひとりが真剣に考え解決すべき最も重要な課題です。

県は、県民の幸せを願い、人命尊重の理念のもとに県民総参加により交通事故を撲滅し、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することを宣言し、ここに千葉県交通安全条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、県における道路交通の安全（以下「交通安全」という。）を確保するために、県民の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策並びに県民が主体となる交通安全活動及び交通事故の防止について必要な事項を定めることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

（県民の役割）

第二条 県民は、交通安全を確保するためには、県民一人ひとりの自覚と責任が重要であることを認識するとともに、その日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動に取り組まなければならない。

2 県民は、交通事故の当事者となる可能性を有することを常に自覚し、道路交通の当事者として、身体の障害のある者、幼児、高齢者等の自力で交通事故の被害を防止することが困難である者に特に配慮しなければならない。

（交通安全の日）

第三条 県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、毎月十日を交通安全の日とする。

（県及び市町村の責務）

第四条 県は、交通安全を確保するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、交通安全に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他関係機関及び関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

2 市町村は、県の施策と相まって、当該区域内の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第五条 県は、県民に対して、交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、交通安全に関する施策、交通事故の発生状況等の必要な情報を提供しなければならない。

2 県は、製品を製造し、又は販売する事業者に対し、交通事故の分析結果等に基づいて、交通事故の防止に配慮した製品を製造し、又は販売するよう意見を述べることができる。

(県民の意見の反映)

第六条 県は、交通安全に関する施策の立案から決定までの過程に県民の意見を広く聴取するとともに、交通モニターを設置する等交通安全に関する県民の意見を日常的に聴取し、交通安全に関する施策に県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第七条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(交通環境の整備)

第八条 県は、交通環境の整備を図るため、夜間照明及び歩道の設置、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通管制の高度化及び広域化等必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び国、市町村その他関係機関と共同して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を診断し、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全の体制整備等)

第九条 県は、交通安全に関する施策を推進するための組織等の体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担う組織として交通安全推進隊を整備するものとする。

3 県は、市町村に配置される交通指導員、交通安全の推進に資する活動を行う民間団

体等の育成及び支援を行うものとする。

(救助及び救急医療体制の整備充実)

第十条 県は、市町村と連携して、交通事故による負傷者に対する救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

(県民の交通安全活動)

第十一条 県民は、家庭、学校、職場等において、交通安全に関する法令及び道徳を守るための活動に取り組むとともに、県、市町村その他の機関及び団体が行う交通安全に関する施策に協力しなければならない。

(こどもたちを守るための教育の充実等)

第十二条 県民は、家庭、地域等において、こどもたちを交通事故から守り、こどもたちが次代の交通安全の確保を担う者であることの重要性を認識するとともに、これらに対する交通安全に関する教育に努めなければならない。

- 2 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）を設置し、及び管理する者は、その学校等における幼児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育の充実努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動を自らすすんで実践するよう配慮しなければならない。
- 3 県は、学校等における交通安全教育が総合的かつ計画的に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一九年条例二八号・二七年一八号・二八年二八号〕

(高齢者への配慮等)

第十三条 県民は、高齢者の交通安全の確保のため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

- 2 県は、高齢運転者標識の普及を図るとともに、高齢運転者の保護等についての広報及び啓発を図るものとする。
- 3 県は、市町村と連携し、高齢者を対象とする交通安全指導を推進するとともに、高齢者が自主的に取り組む交通安全に関する活動への支援等を行うものとする。

(事業者が執るべき措置等)

第十四条 事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、その適性にじた交通安全教育に努めなければならない。

- 2 県は、事業者の要請に応じ、その従業員が交通安全教育を容易に受けられるようその機会の提供に努めるものとする。

(危険な運転行為の防止)

第十五条 県民は、速度違反、無理な追越し等による危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 県は、危険な運転行為の防止に関する意識の啓発に努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第十六条 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(違法駐車防止)

第十七条 県民は、違法駐車が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、地域における違法駐車を防止するための活動を自ら実践しなければならない。

2 県民は、夜間の路上駐車が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

3 商店街等において事業を営む者は、違法駐車を防止するため、必要な駐車場の確保及びその利用の促進に努めなければならない。

4 催物の主催者は、参加者に公共交通機関を利用させ、参加者のために駐車場を確保し、交通誘導員を配置する等自ら主催する催物による違法駐車を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

5 県は、市町村と連携し、違法駐車の防止に関する広報及び啓発を行うとともに、市町村が行う違法駐車防止重点地区における違法駐車の防止に関する施策への支援等を行うものとする。

(自転車事故の防止等)

第十八条 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

全部改正〔平成二八年条例五八号〕

(暴走族等の追放等)

第十九条 県は、暴走族等による暴走行為を追放するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(交通死亡事故多発非常事態宣言等)

第二十条 知事は、県内において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、交通死亡

事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。

- 2 知事は、県内の一部の区域において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、必要な対策を講ずるとともに、関係市町村の長に対し、当該市町村の実情に応じた交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるよう要請するものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第二十一条 県は、交通事故による被害者及びその遺族に対する支援の充実を図るため、交通事故相談所の設置、これらの者に対するカウンセリング制度の確立等必要な支援体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月十六日条例第二十八号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第十八号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年十月二十五日条例第五十八号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二十八日条例第五十五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。